

清須市緑の基本計画

第1回 策定委員会資料

目 次

議題1	緑の基本計画とは	1
議題2	清須市の緑の現況と課題	3
2-1	緑の現況	3
2-2	前計画の評価	5
2-3	緑に関する市民意識	8
2-4	緑に関する新たな視点	13
2-5	清須市の「緑」に関する評価	16
2-6	清須市の「緑のまちづくり」の課題	18
議題3	緑のまちづくりに向けて（意見交換）	20

議題 1 緑の基本計画とは

(1) 計画改定の背景と目的

緑の基本計画とは、都市緑地法第4条に規定される「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のこと。清須市では2011（平成23）年3月に「清須市緑の基本計画（以下、本計画）」を策定（2016（平成28）年12月に一部変更）し、本計画に基づいて緑のまちづくりに関する取組を進めてきました。

前計画の策定から約13年が経過し、2017（平成29）年に都市緑地法をはじめとした緑に関する法律の改正、2019（令和元）年に『愛知県広域緑地計画』の改定、2023（令和5）年に『グリーンインフラ^{※1}推進戦略2023』が公表されるなど、国・県ともに緑の都市づくりに関して大きな転換期を迎えています。

そこで、清須市においても今後の緑の都市づくりを進める上で、新たな指標となる方針を定めるため、緑の基本計画を改定します。

※1：グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組

(2) 計画で対象とする緑

本計画では、公園や緑地、街路樹、広場などのオープンスペース、河川などの水辺空間、学校などの公共施設の緑地、社寺林や農地などの民有緑地など、都市の緑に関する空間全体を「緑」として扱います。



ネギヤ公園



あいち朝日遺跡ミュージアム



日吉神社（社寺林）



庄内川新川緑地



五条川



農地（生産緑地）

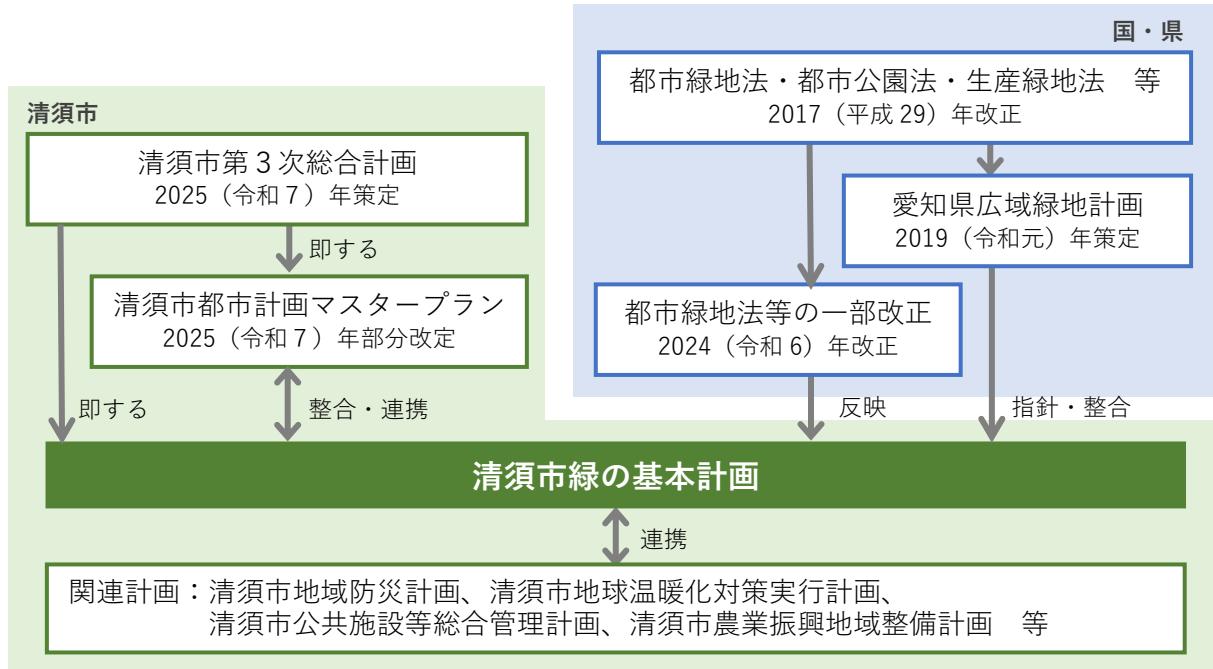
(3) 緑が持つ「機能」と「役割」

緑が持つ機能と役割は、以下のようなものがあります。

機能	主な役割
環境保全機能	生物多様性の維持、都市気象や騒音・振動の緩和
レクリエーション機能	休養や遊戯、散策などの余暇空間の確保
防災機能	避難場所・避難路、防風・延焼防止、騒音防止、緩衝緑地
景観形成機能	美しい都市景観・自然景観の創出、個性と魅力ある地域づくり

(4) 計画の位置づけ

本計画は『清須市第3次総合計画』や『愛知県広域緑地計画』を踏まえ、『清須市都市計画マスタープラン』などの関連計画とも連携を図ります。

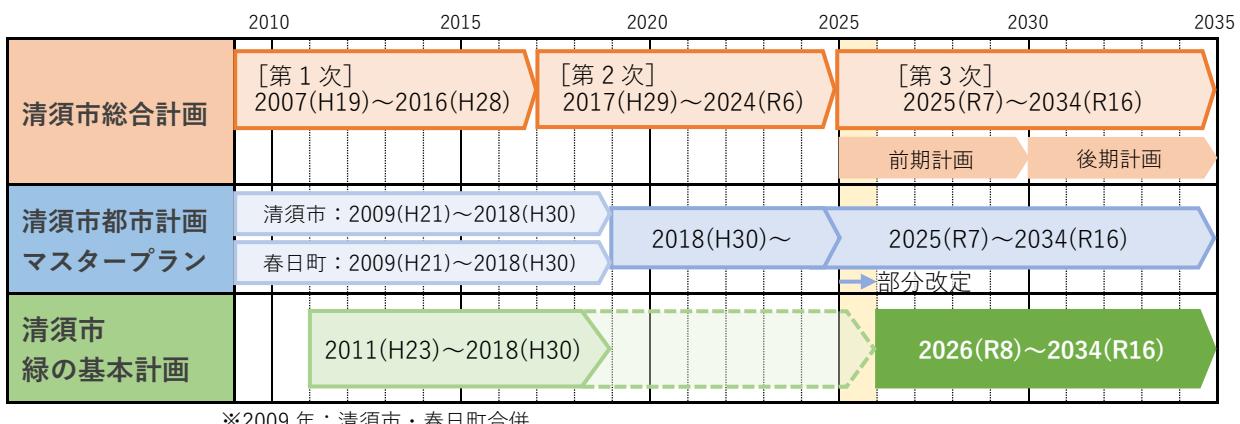


(5) 対象区域

本計画の対象区域は、清須市全域 1,735ha とします。

(6) 計画期間

本計画の目標年次は、清須市総合計画、清須市都市計画マスタープランと合わせて、2034（令和16）年とします。



議題2 清須市の緑の現況と課題

2-1 緑の現況

(1) 緑地の分類

都市公園法において、「緑地」は以下のように分類されています。

(参考：緑の基本計画ハンドブック)

分類	該当する緑地	清須市にある主な緑地
施設緑地		
都市公園	・都市公園法で規定される公園	地区公園：庄内川新川緑地 街区公園：枇杷島公園 等
公共施設緑地	・都市公園以外の公有地、または公的な管理がなされており、公園緑地に準じる機能をもつ施設	児童遊園、ちびっこ広場、学校のグラウンド、清洲公園、史跡貝殻山貝塚、街路樹
民間施設緑地	・社寺境内地の緑地や工場緑化など、民有地で公園緑地に準じる機能をもつ施設	社寺林
地域制緑地		
法によるもの	・農業振興地域整備法※2：農業振興地域農用地区域 ・生産緑地法 : 生産緑地 ・河川法 : 河川区域 ・文化財保護法 : 史跡・名勝・天然記念物などの文化財で緑地として扱えるもの…西枇杷島町小学校のクロガネモチ	
条例等によるもの	-	なし

※2：農業振興地域の整備に関する法律（正式名称）

(2) 緑地現況

清須市では緑地が 330.1ha 整備されており、緑地率は 19.0% です。また、市民一人あたりの都市公園面積は、3.7 m²/人となっています。

項目	前計画策定期(2011/H23)			現況値(2024/R6)		
	箇所	面積(ha)	m ² /人	箇所	面積(ha)	m ² /人
施設緑地	都市公園	58	25.3	3.8	60	25.6 3.7
	公共施設緑地	87	31.2	4.7	84	29.3 4.3
	都市公園等(都市公園 + 公共施設緑地) 合計	145	56.5	8.6	144	54.9 8.0
	民間施設緑地	55	11.0	1.7	77	14.5 2.1
	施設緑地 合計	203	67.5	10.2	224	69.5 10.1
地域制緑地	法によるもの	173	304.6	46.2	145	260.7 38.0
	条例等によるもの	-	0.0	-	-	0.0 -
	重複分	-	0.0	-	-	0.0 -
	地域制緑地 合計	173	304.6	46.2	145	260.7 38.0
重複分	-	0.0	-	-	0.0	-
緑地 総計	-	372.0	56.4	-	330.1	48.1
住民基本台帳に基づく人口	65,936 人 (H23.3)			68,686 人 (R6.4)		
市域面積 (ha)	1,732ha			1,735ha		
緑地率 (%)	21.5%			19.0%		

(3) 緑被率

市内の緑被率を航空写真により計測した結果、2024（令和6）年度の市全域（都市計画区域）の緑被率は30.1%となっており、前計画の策定時から約4.8%減少しています。市内の緑被地の約53%は市街化調整区域の田畠や河川緑地となっています。

緑被率 ^{※3}	前計画策定時(2011/H23)		現況 (2024/R6)		前計画策定時 との増減量
	区域面積	緑被率	区域面積	緑被率	
市街化区域	1,261ha	22.0%	1,261ha	19.5%	-2.5%
市街化調整区域	471ha	69.6%	474ha	58.2%	-11.4%
都市計画区域	1,732ha	34.9%	1,735ha	30.1%	-4.8%



2 - 2 前計画の評価

(1) 施策の達成度評価

前計画で掲げられている施策の取組状況と達成度評価は以下の通りです。

基本方針	主要施策	取組状況と今後の課題	評価
基本方針① 時をつなぐ緑を守る	施策 1 歴史遺産の緑地の保全	・清洲城一帯の緑化保全に努めており、今後も継続的な保全が必要。	B
		・貝殻山貝塚は県の「あいち朝日遺跡ミュージアム」と連携して活用。	A
		・美濃街道の景観形成の取組みはなく、今後は手法検討が必要。	D
	施策 2 自然環境の保全	・水辺の自然の保全については、NPO や庄内川河川事務所等と連携し、小学生の自然環境を学ぶ環境学習会を開催、水生生物調査等を実施。	A
		・流域間の交流促進として、自治体間で連携して河川環境に関わる活動は積極的に支援している。今後も継続的な活動が必要。	B
		・多様な生物が暮らせる環境づくりとして、水生生物調査や水質調査等を実施しているが、具体的な環境づくりの活動には至っていない。	D
	施策 3 樹木・樹林地の保護	・保存樹木や保存樹林地の指定はできていないが、「あいち森と緑づくり事業」により公共施設や民間緑地の保護や啓発を実施。	B
		・樹木・樹林地を保護する仕組みづくりはできていないため、社寺林や屋敷林等を調査し、保護すべき樹木・樹林地の保全手法の検討が必要。	D
		・樹木・樹林地に親しむ機会として、庄内川水防センターの朝市等において、間伐材等を利用した環境学習や工作を実施。今後も継続が必要。	A
	施策 4 農地の保全	・今ある農地を守るため、生産緑地の追加指定の検討を行ったが、追加指定しない方針となり、農地の買取りの実績もない。	D
		・農地が持つ緑の景観を保全するため、農地転用の際は、周辺農地への影響を市農業委員とともに、意見交換に努めている。	B
		・農業文化を継承するため、新たな農地中間管理事業により、農地の貸し手と受け手の調整を行っている。また、市民農園・レジャー農園をより使いやすくするため、各農園の通路を整備している。	B
基本方針② 活気あふれる緑を創る	施策 5 水辺空間の整備	・自然を活かした庄内川の緑地整備として、水辺の散策路の整備完了。	A
		・新川の水辺空間整備として、河川環境美化推進協議会の活動を支援。	A
		・五条川の河川整備として水辺の散策路を整備。	B
	施策 6 公園緑地の整備	・公園緑地を整備するため、区画整理事業の公園や未整備公園を整備。	B
		・防災機能を有する身近な公園緑地の整備拡充を未実施。検討が必要。	D
		・地域ニーズを反映した公園再整備を進めており、今後も継続的に実施。	A
	施策 7 公園緑地の適正な維持管理	・地域による公園緑地の維持管理として、自治会による管理を実施。	B
		・公園施設の適正な管理・改修は長寿命化計画に基づき計画的に実施。	B
		・緑の再利用は、仕組み的に全市的な取組が難しいため中止。	D
	施策 8 公共施設の緑化の充実	・先導的な緑化推進としてクリーンエネルギー導入や緑のカーテンを推進。今後も地球温暖化対策実行計画と連携してまちづくり GX を推進。	B
		・学校等の公共施設緑化として、学校内の花壇、ビオトープ整備を推進。	B
		・駅周辺の緑化として、新清洲駅北土地区画整理事業で整備した駅前広場及び都計道に植樹帯を整備。今後もまちづくりと連携した緑化が必要。	A
	施策 9 駅周辺の緑化の充実	・駅周辺における市民参加の維持管理の仕組みづくりはできていない。	D
		・遊休農地を活用した農業体験として、市内の農地を市民農園などのために借用し、希望者に貸し出している。	B
		・遊休農地を活用した景観形成については、遊休農地の増加面積が著しく多く、市民協働で活用できる見込みがなく、手法の検討が必要。	D

【達成度評価】A：実施済み、B：一部実施・事業中、C：計画中・検討中、D：未実施・未検討

基本方針	主要施策	取組状況と今後の課題	評価
基本方針③ まちをつなぐ緑を創る	施策 11 水辺の散策路の整備	・自然環境あふれる庄内川の散策路整備を実施して完了。	A
		・新川の散策路整備は未着手。環境美化の活動は継続中。	D
		・五条川の散策路整備は完了し、水辺の散策路として利用されている。	A
		・散策路の利用を促進する取組として、案内板整備や河川環境美化活動を支援。市内3河川の散策路を活用したウォーキング大会「清須ウォーク」を開催。清洲城周辺のレンタサイクル事業を、令和7年以降に市内周遊型観光に拡大し、レンタサイクル基地局を増設予定。	A
	施策 12 歴史のネットワークの整備	・歴史遺産をつなぐルートの整備として、清洲城とあいち朝日遺跡ミュージアムをつなぐ遊歩道を整備。	A
		・美濃街道沿道の緑化推進は取組みができていないが、地域間の交流促進として、ガイドボランティアによる活動を継続して実施中。	B
		・緑あふれる道づくりは、具体的な取組みがなく、今後の検討が必要。	D
	施策 13 コミュニティ道路等の整備	・人にやさしい道づくりとして開水路暗渠化による歩道整備等を実施。	B
		・災害に強い道づくりとして、ブロック塀撤去の支援などを実施。	B
	施策 14 街路樹の適正な維持管理	・街路樹の適正な維持管理について、樹木剪定等を実施、アダプト・プログラム活動団体と協働による除草、草花の手入れ等を実施。	A
		・計画的な街路樹の更新はできてなく、ガイドライン等の作成が必要。	D
基本方針④ 緑を育てる人を創る	施策 15 緑の学習活動・啓発事業の推進	・緑に関する人材育成は講座などの開催実績は無く、手法の検討が必要。	D
		・子どもたちへの緑の環境学習活動として、小学校内のビオトープ整備の実施や、庄内川でのNPO主催の環境学習を実施。今後も継続必要。	A
	施策 16 市民協働による緑化の推進	・アダプトの輪を広げ参加者間の交流促進のため、市HPや広報誌にて情報発信や協力団体の募集、意見交換会を実施。今後も継続的に実施。	B
		・ボランティアによる緑化活動を支援するため、毎年活動資材を配布。	B
	施策 17 植栽活動の推進	・企業敷地において、あいち森と緑づくり事業を活用し、植栽活動ができる場の情報提供、緑のまちづくりに参加する機会を提供。	A
		・小中学校で「カワラナデシコ」の苗を配布し、花に接する機会を提供。	A
		・市の木、花の普及促進として、緑の基金を活用した苗木配布を実施。	A
		・庄内川流域自治体と連携した環境学習実施により流域間交流を推進。	A
	施策 18 民間活力を利用した緑化の推進	・事業者の緑化の取組みに対する積極的な支援ができていない。	D
		・開発等に関する指導要綱に基づく事業者や工場の緑化推進に留まっており、壁面緑化、屋上緑化の推進など積極的な緑化推進はできていない。	
		・道路緑化の推進に関する具体的な取組はなし。推進方法の検討が必要。	D
	施策 19 緑化指導の推進	・開発に伴う緑化指導の実施、用途地域の緩和に併せ、地区計画を策定し、その地区に応じて適正に土地利用が図られるよう誘導を実施。	B
	施策 20 緑化活動への支援	・市HPや広報誌にて、活動内容の周知や美化ボランティア会員の募集を行い、緑化活動の促進に向けた情報提供を推進。	B
		・アダプト・プログラム活動団体間の情報共有を毎年1回実施し、緑化活動を推進するための支援を実施。	B
		・国・県などの連携協力による緑化活動を推進するため、補助金の確保に向け調整を実施。	B
		・緑化活動に携わる環境整備については具体的な取組なし。	D
	施策 21 緑の情報発信と共有	・アダプト・プログラム活動団体間の情報共有を毎年1回実施し、緑化活動の輪を広める情報を提供。	B
		・みずとぴあ庄内における花の開花状況などを市HPにて情報提供を実施し、緑の関心を高める情報を提供。	A
		・緑の魅力についての情報提供の具体的な取組はなし。	D

【達成度評価】A：実施済み、B：一部実施・事業中、C：計画中・検討中、D：未実施・未検討

(2) 目標値の達成状況

前計画では、以下の2つの目標値が設定されており、達成状況は以下の通りです。

【目標1】緑地の確保

緑地^{※4}の量に関する指標として、市街地面積と都市計画区域に対する緑地率を目標に設定していました。

目標値の達成状況は、市街化区域、都市計画区域ともに緑地率は目標値を下回っています。緑地が減少した要因としては農用地区域が減少したことが主な要因と考えられ、目標値と比べると都市計画区域全体で約52.9ha少なくなっています。

指標	前計画			現況値 (2024/R6)	2028目標値 との増減量
	基準値 (2011/H23)	目標値 (2018/H30)	長期目標値 (2028/R10)		
市街地面積 に対する緑地率	5.7% (71.4ha)	—	6.5% (約82ha)	5.6% (70.8ha)	-0.7% (11.2ha 減)
都市計画区域面積 に対する緑地率	21.5% (約372ha)	—	22.1% (約383ha)	19.0% (330.1ha)	-3.0% (52.9ha 減)

※4：緑地は、施設緑地と地域制緑地の合計値

【目標2】都市公園及び都市公園等の整備

都市公園及びグラウンド等の公共施設緑地を含めた都市公園等^{※5}の整備に関する目標として、一人当たりの面積を目標に設定していました。

目標値の達成状況は、都市公園及び都市公園等ともに目標値を下回っています。整備面積は街区公園の新規整備分の0.3ha増加しています。愛知県の一人当たり都市公園等面積は8.04m²/人^{※6}（2023年3月末）で、清須市の一人当たり都市公園面積は3.7m²/人となっており、半分以下の数値となっています。

指標	前計画			現況値 ^{※7} (2024/R6)	2018目標値 との増減量
	基準値 (2011/H23)	目標値 (2018/H30)	長期目標値 (2028/R10)		
都市公園	3.8m ² /人 (25.3ha)	4.2m ² /人	8.6m ² /人	3.7m ² /人 (25.6ha)	-0.5m²/人
都市公園等 ^{※8} (河川区域を含む) (2011/H23)	31.1m ² /人 (205.3ha)	32.6m ² /人	34.0m ² /人	29.7m ² /人 (204.0ha)	-2.9m²/人
都市公園等 ^{※8} (河川区域を除外) (2024/R6)	8.6m ² /人 (56.5ha)	—	—	8.0m ² /人 (54.9ha)	—

※5：都市公園等は、都市公園と公共施設緑地の合計値

※6：愛知県「令和4年度末愛知県都市公園現況」より。なお、都市公園等の内訳は、県営公園11カ所、市町村営公園4,974箇所、国営木曾三川公園1箇所、市民緑地13箇所である。

※7：人口は、2024年4月1日時点の人口（68,686人）で算出

※8：都市公園等の内訳について、前計画策定時は河川区域を含んで面積を算出していたが、現況値は緑の基本計画ハンドブックなどの内容を照らし合わせ、河川区域を除外している。

2 - 3 緑に関する市民意識

(1) 2024(令和6)年度 清須市緑の基本計画策定に係る市民アンケート調査

1) 調査概要

目的	緑の基本計画の改定にあたり、市民の緑に対する評価や意見を調査し、計画改定の基礎調査とすることを目的にアンケート調査を実施した。
調査対象	市内に居住する 16 歳以上の市民
標本数	3,000 人
抽出方法	住民基本台帳による無作為抽出法
調査期間	2024 (令和 6) 年 12 月 11 日 (水) ~23 日 (月)
回収数	1,161 数 (内、郵送 : 1,081 数、WEB : 80 数)
回収率	38.7%

2) 結果概要

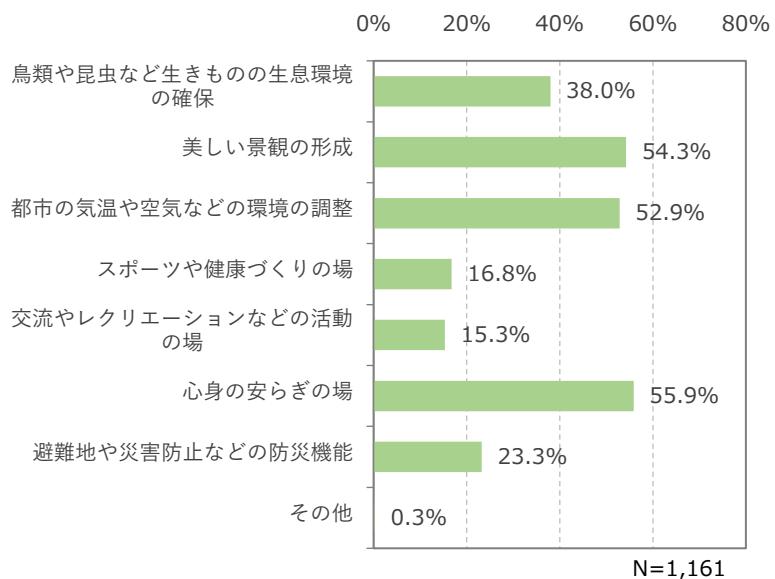
調査項目	結果概要
重要と考える緑の機能と役割	・重要と考える緑が持つ機能や役割は、「心身の安らぎの場」「美しい景観を形成」「都市の気温や空気などの環境の調整」といった、リラックス機能、環境調整機能を重視する回答が多い。
緑に関する取組	・清須市で守りたい緑は、公園 (69.6%)。増やしたい緑は、公園 (61.0%)、公共施設の緑 (56.8%)、街路樹 (42.8%) という回答が多い。 ・重点的・優先的に進めるべき取組は、「公園や緑地、街路樹などの適正などの適正な維持管理」(61.8%)「身近に利用できる公園の整備」(39.0%)。
清須市の公園施設	・清須市でよく訪れる公園は、「清洲公園」(21.3%)、次いで「清洲古城跡公園」(19.6%)、「はるひ夢の森公園」(16.6%) となっている。 ・公園を利用する目的は、「散歩・ウォーキング」(45.3%)「子どもを遊ばせる」(28.6%)「催し物・イベントへの参加」(19.9%) などが多い。 ・身近な公園の維持管理は、「誰もが利用する施設のため市に維持管理してほしい」(57.9%)が多く、次に「市と町内会が協力して維持管理する」(27.0%) という回答となっている。
農地	・市内にある農地についての質問では、「後継者がおらず荒廃した農地は、より良い土地利用へ転換できると良い」(37.9%)という回答が多く、次いで、「市民農園や子どもたちの農業体験などに活用できると良い」(27.4%)、「市街地の貴重な緑として保全できると良い」(26.8%) となっている。
緑に関する活動への参加	・緑を守り、増やす活動への今後の継続意欲や参入意欲に関する質問では、「今後も活動を続けたい」(33.6%)、「新たに活動を始めてみたい」(20.8%) という回答が多い。その他として、参加できる条件や現状で参加できない理由を回答する方も多く、参加機会の提供が大切と考えられる。

3) 調査結果※一部抜粋

① 重要視する緑の機能や役割

- 重要視する緑の機能や役割については、「心身の安らぎの場」「美しい景観の形成」「都市の気温や空気などの環境の調整」の3つが回答率5割を超えています。

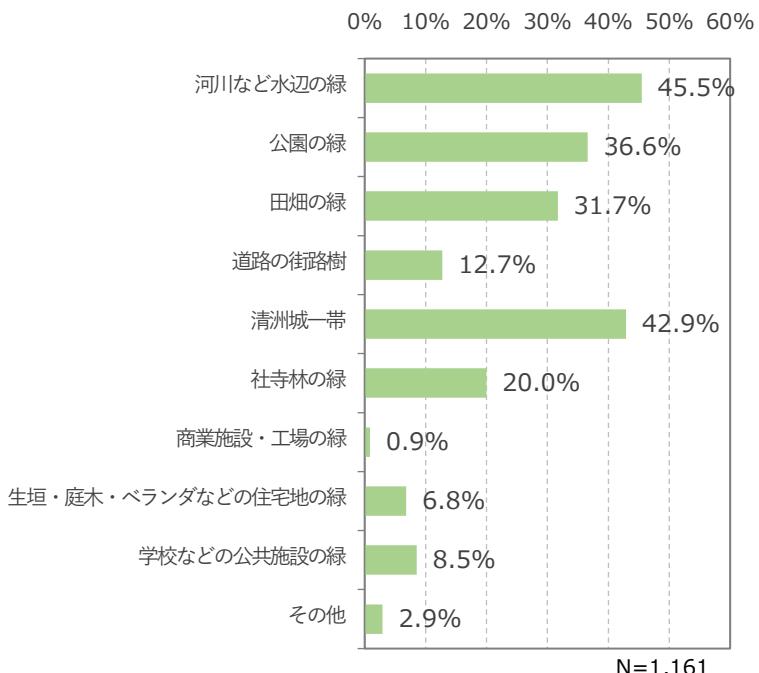
項目	回答数	回答率
鳥類や昆虫など生きものの生息環境の確保	441	38.0%
美しい景観の形成	630	54.3%
都市の気温や空気などの環境の調整	614	52.9%
スポーツや健康づくりの場	195	16.8%
交流やレクリエーションなどの活動の場	178	15.3%
心身の安らぎの場	649	55.9%
避難地や災害防止などの防災機能	270	23.3%
その他	3	0.3%
合計	2,986	—



② 清須市で多いと思う緑

- 清須市で多いと思う緑は、「河川などの水辺の緑」が最も多く45.5%、次いで「清洲城一帯」42.9%、「公園の緑」36.6%となっています。

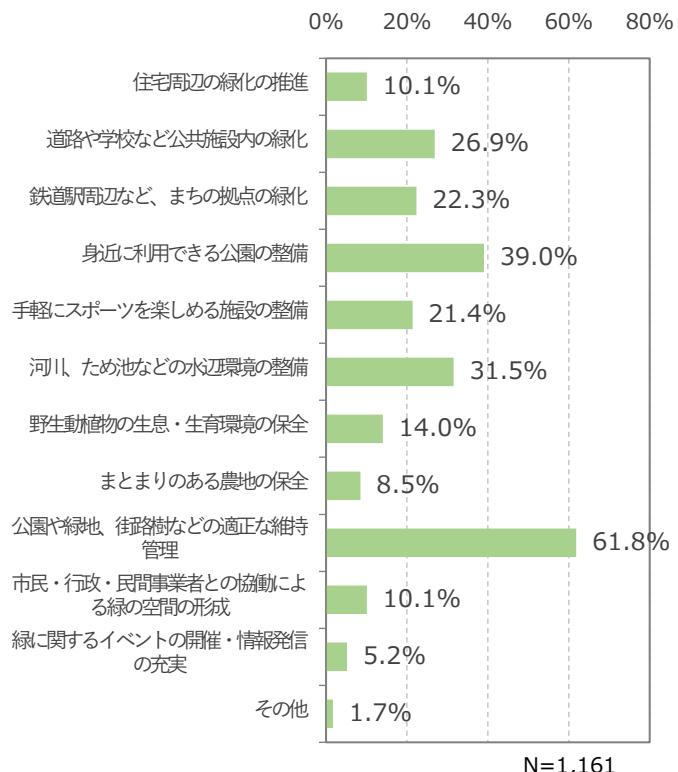
項目	回答数	回答率
河川など水辺の緑	528	45.5%
公園の緑	425	36.6%
田畠の緑	368	31.7%
道路の街路樹	148	12.7%
清洲城一帯	498	42.9%
社寺林の緑	232	20.0%
商業施設・工場の緑	10	0.9%
生垣・庭木・ベランダなどの住宅地の緑	79	6.8%
学校などの公共施設の緑	99	8.5%
その他	34	2.9%
合計	2,421	—



③ 重点的に行うべき緑の取組

- 重点的に行うべき取組として、「公園や緑地、街路樹などの適正な維持管理」が 61.8% と多く、次いで「身近に利用できる公園の整備」が 39.0% となっており、公園整備に対する回答が高くなっています。

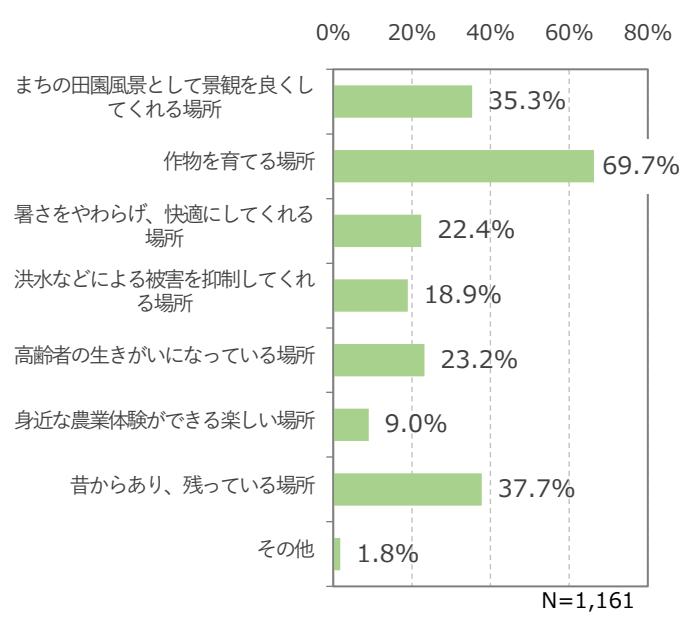
項目	回答数	回答率
住宅周辺の緑化の推進	117	10.1%
道路や学校など公共施設内の緑化	312	26.9%
鉄道駅周辺など、まちの拠点の緑化	259	22.3%
身近に利用できる公園の整備	453	39.0%
手軽にスポーツを楽しめる施設の整備	248	21.4%
河川、ため池などの水辺環境の整備	366	31.5%
野生動植物の生息・生育環境の保全	163	14.0%
まとまりのある農地の保全	99	8.5%
公園や緑地、街路樹などの適正な維持管理	718	61.8%
市民・行政・民間事業者との協働による緑の空間の形成	117	10.1%
緑に関するイベントの開催・情報発信の充実	50	5.2%
その他	2,932	—



④ 身近にある農地の印象

- 身近にある農地の印象として「作物を育てる場所」が 69.7% と最も多く、次いで「昔からあり、残っている場所」「まちの田園風景として景観を良くしてくれる場所」となっています。

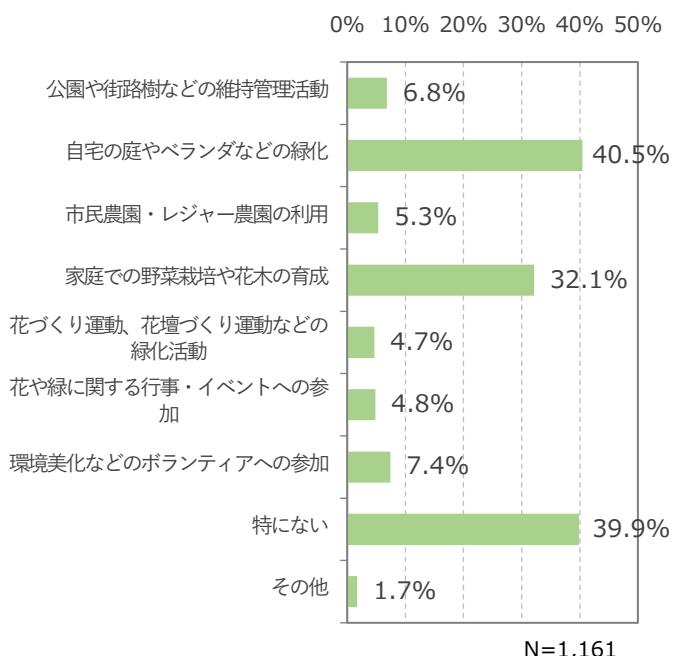
項目	回答数	回答率
まちの田園風景として景観を良くしてくれる場所	311	26.8%
作物を育てる場所	440	37.9%
暑さをやわらげ、快適にしてくれる場所	318	27.4%
洪水などによる被害を抑制してくれる場所	67	5.8%
高齢者の生きがいになっている場所	10	0.9%
身近な農業体験ができる楽しい場所	105	9.0%
昔からあり、残っている場所	438	37.7%
その他	15	1.3%
合計	1,161	100.0%



⑤ 緑を守り、増やすために実施している行動

- ・緑を守り、増やすための行動は、「自宅の庭やベランダなどの緑化」が最も多く 40.5%、次いで「特ない」39.9%、「家庭での野菜栽培や花木の育成」32.1%となっています。

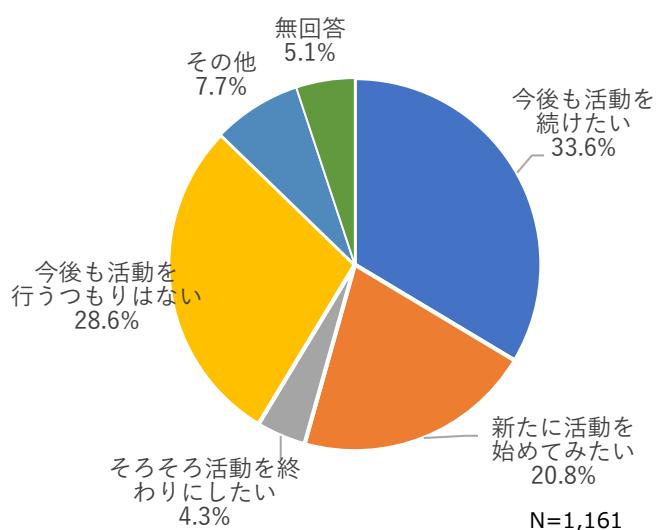
項目	回答数	回答率
公園や街路樹などの維持管理活動	79	6.8%
自宅の庭やベランダなどの緑化	470	40.5%
市民農園・レジャー農園の利用	62	5.3%
家庭での野菜栽培や花木の育成	373	32.1%
花づくり運動、花壇づくり運動などの緑化活動	54	4.7%
花や緑に関する行事・イベントへの参加	56	4.8%
環境美化などのボランティアへの参加	86	7.4%
特ない	463	39.9%
その他	20	1.7%
合計	1,663	—



⑥ 今後の緑の活動への参入意欲

- ・緑の活動に対し、「今後も活動を続けたい」「新たに活動を始めたい」の回答率の合計は過半数となっています。
- ・また、自由意見の中に「活動の意欲はあるが方法がわからない」「活動団体を知らないため周知してほしい」と言った意見が多くみられたことから、緑の活動に対する情報発信を行うことが今後重要になります。

項目	回答数	回答率
今後も活動を続けたい	390	33.6%
新たに活動を始めてみたい	241	20.8%
そろそろ活動を終わりにしたい	50	4.3%
今後も行うつもりはない	332	28.6%
その他	89	7.7%
無回答	59	5.1%
合計	1,161	100.0%



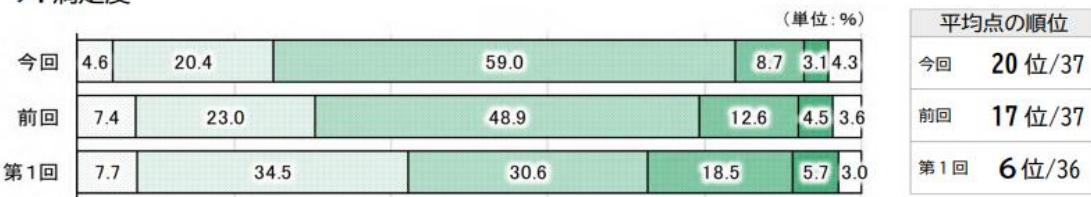
(2) 第8回（2023（令和5）年度）市民満足度調査 ※一部抜粋

清須市では、市が取り組む施策に関する満足度調査を、市民3000人（20歳以上）を対象に実施している。その中で緑に関連するアンケート結果を抜粋し、以下に示す。

① 水辺環境と緑地の充実

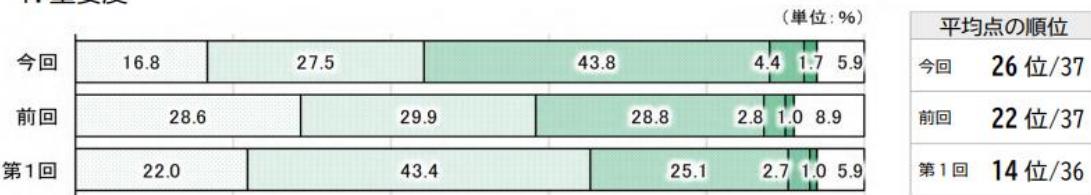
- ・満足度（満足+やや満足）、重要度（重要+やや重要）ともに減少しており、前回より平均点の順位が後退しています。
- ・河川環境の改善や周辺環境の整備を求める意見が多く、また、公園・緑地の整備や施設の充実を求める意見もみられます。

ア. 満足度



□満足している □やや満足している ■どちらともいえない ■やや不満である ■不満である □無回答

イ. 重要度

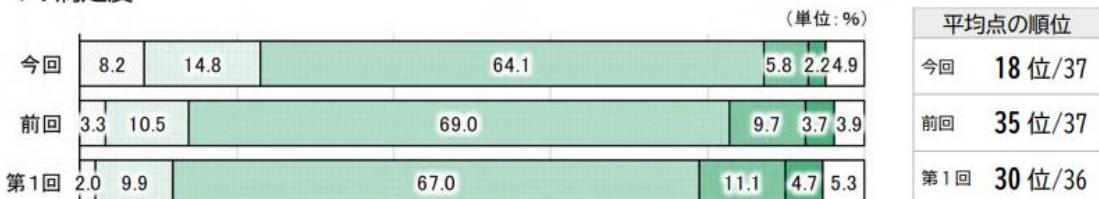


□重要である □やや重要である ■どちらともいえない ■あまり重要ではない ■重要ではない □無回答

② 都市近郊農業の振興

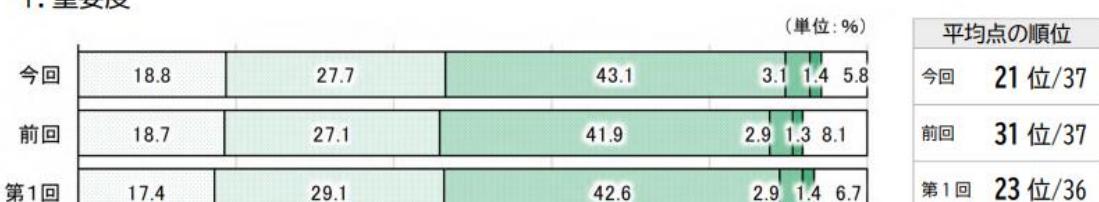
- ・満足度（満足+やや満足）、重要度（重要+やや重要）ともに増加しており、前回より平均点の順位が大きく上昇しています。
- ・耕作放棄地の有効活用を望む意見や、水田への水の供給について子どもへの農業体験を一律に実施してほしいなどの意見がみられます。

ア. 満足度



□満足している □やや満足している ■どちらともいえない ■やや不満である ■不満である □無回答

イ. 重要度



□重要である □やや重要である ■どちらともいえない ■あまり重要ではない ■重要ではない □無回答

(1) 緑に関する法律の改正

2017（平成29）年に「都市公園法」「都市緑地法」「生産緑地法」などの緑に関する法律が改正されました。各法律で掲げられている目標の実現に向けて、清須市においても緑に関する取組を進める必要があります。

都市公園の再生・活性化 【都市公園法等】	緑地・広場の創出 【都市緑地法】	都市農地の保全・活用 【生産緑地法・都市計画法・建築基準法】
<p>＜改正のポイント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆都市公園で保育所等の設置を可能に（国家戦略特区特例の一般措置化） ☆民間事業者による公共還元型の収益施設の設置管理制度の創設 ☆公園内のPFI事業に係る設置管理許可期間の延伸（10年⇒30年） ☆公園の活性化に関する協議会の設置 	<p>＜改正のポイント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆民間による市民緑地の整備 ☆緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充 	<p>＜改正のポイント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆生産緑地地区の一率500m²の面積要件を市区町村が条例で引下げ可能に（300m²を下限） ☆生産緑地地区内で直売所、農家レストラン等の設置を可能に ☆新たな用途地域の類型として田園住居地域を創設（地域特性に応じた建築規制、農地の開発規制）

地域の公園緑地政策全体のマスターplanの充実
【都市緑地法等】

- ＜改正のポイント＞
- ☆市区町村が策定する「緑の基本計画」（緑のマスターplan）の記載事項を拡充
 - ⇒都市公園の管理の方針、農地を緑地として政策に組み込み

<目標・効果>

民間活力を最大限活かして、緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かな魅力的なまちづくりを実現

出典：国土交通省「都市緑地法等の一部を改正する法律」（概要）

★法改正に伴う緑の基本計画の改定ポイント

法改正の概要	改定のポイント
【都市緑地法】都市の農地の環境保全機能や防災機能を評価し、緑地の定義に農地が追加	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 都市の農地の有する緑地機能を再評価し、農地をまちづくりの構成要素の1つと捉えて、その保全活用政策を農業政策と連携し、積極的に計画に位置づける
【都市公園法】社会経済状況や都市公園の整備状況を踏まえると、ストックの利活用、維持修繕の適正化が重要な課題となっており、都市公園の維持修繕に関する技術的基準が新たに追加	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 都市公園における公民連携の推進の方針等を含め、1つの公園に限定せず、都市公園の管理運営、維持修繕等のマネジメントの視点を位置づける ▶ 都市公園に限らず、一定の永続性・公共性が維持されている市民緑地や特別緑地保全地区等の緑地についてもマネジメントの方針等を計画に記載する ▶ 公民連携による行政サービスの視点、きめ細かな緑地の保全・創出の視点、民有地を含めた総合的な緑のまちづくりを推進する視点が重要 ▶ 認定市民緑地等のハード面だけでなく、市民団体・NPO法人・企業等の民間主体による緑地保全・緑化推進活動等のソフト面の公民連携施策を計画に位置づける
改正項目の中には、公民連携による緑地の保全・創出を推進するための制度が多く含まれ	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 都市計画マスターplan等との連携を強化し、緑豊かな都市環境の創造の視点に加え、緑地を基盤とした戦略的な都市再構築の視点等に留意した計画立案を行うことが重要 ▶ 従来の緑地の保全・創出制度に加え、認定市民緑地や田園居住地域等の新たな制度活用も考える
集約型都市構造化（都市のコンパクト化）と「都市の緑・農の共生」は今後の都市政策の両輪であり、緑の基本計画が将来の都市のあり方を支える計画になり得る	

(2) 都市公園新時代に向けた提言

2022（令和4）年に「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会（国土交通省都市局公園緑地・景観課）」において『都市公園新時代～公園が活きる、人がつながる、まちが変わる～』が提言されました。

人中心のまちづくりの中でポテンシャルを最大限発揮するため、パートナーシップの公園マネジメントで多様な利活用ニーズに応え、地域の価値を高め続ける「使われ活きる公園」を目指します。

◆都市公園新時代に向けた重点戦略～3つの戦略と7つの取組～

重点戦略【1】 新たな価値創出や社会課題解決に向けたまちづくりの場とする

公園が新たな価値創出や社会課題解決の場となるよう、NbS（自然を基盤とした解決策）の視点からグリーンインフラとしての保全・利活用に計画的に取り組むとともに、市民、事業者等による利活用の状況を管理運営や再整備にきめ細かく反映し、居心地が良く誰もが快適に過ごせる空間づくりを推進。

①グリーンインフラとしての保全・利活用

- グリーンインフラを導入した緑の基本計画（公園の整備・管理方針）の策定
- 緑の基本計画等に基づく自然環境の有する多機能性の戦略的な保全・利活用
- 緑の充実や再生可能エネルギーの活用等による公園のカーボンニュートラル化

②居心地が良く、誰もが安全・安心で、快適に過ごせる空間づくり

- 公園の利活用状況の点検と点検結果を踏まえた公園再生
- 公園利用者の安全・安心の確保（防災・減災、バリアフリー、老朽化対策、防犯、署熱対策等）
- 政策間連携による社会課題対応型の機能向上（健康、福祉、子育て、教育、地域経済等）

重点戦略【2】 しなやかに使いこなす仕組みをととのえる

公園は誰でも自由に使える空間という基本的な認識の下、多様化する利活用ニーズに応え、さらには公園が機動的なまちづくりの核となるよう、公園の特性等に応じた利用ルールの弾力化、新たな可能性を探る実験的な利活用の推進など、公園を使いこなす仕組みを整理。

③利用ルールの弾力化

- 画一的な利用ルールの見直しの促進（公園条例の方向性や選択肢の提示等）
- 利用者等の合意形成による公園毎のローカルルールづくり（協議会の活性化等）

④実験的な利活用の推進

- 公園での社会実験の事例・成果の共有
- 多様な主体による幅広いテーマの社会実験を円滑に進めるための仕組みづくり（パークラボ）

重点戦略【3】 管理運営の担い手を広げ・つなぎ・育てる

公園管理者としての体制確保・技術継承、地域との連携等に留意しつつ、多様な主体の参画を促進するとともに、管理運営を安定的に行えるよう自主性・自律性の向上を図り、ステークホルダーとのパートナーシップにより公園の価値を共創。

⑤担い手の拡大と共に創

- 公園の特性等に応じた管理運営体制や役割分担の多様化
- 利活用をミッションとする体制構築（中間支援組織との連携等）

⑥自主性・自律性の向上

- 担い手の財政的な自立性の確保（計画的な収益事業実施、広告設置等）
- 民間の管理運営への参画を更に促進する仕組みづくり

⑦公園DXの推進 デジタル技術とデータの利活用により、新たな時代の都市公園の実現を促進。

- 公園に関わるデータのデジタル化、オープンデータ化
- データを活用したEBPM
- DXによる新たなサービスを生み出す場としての活用
- デジタル技術、データを活用した、公園の利活用・管理運営の変革（リアルタイムデータを活用したサービス等）

17

(3) グリーンインフラの実装

グリーンインフラ（Green Infrastructure）

とは、自然が有する多様な機能や仕組みを活用したインフラを指し、社会的課題の解決や持続的な地域を創出する仕組みとして期待されています。

2023（令和5）年に国土交通省より公表された「グリーンインフラ推進戦略2023」では、ネイチャーポジティブ^{※9}などの世界的潮流を踏まえ、官と民が両輪となり、グリーンインフラをあらゆる分野・場面で実装（ビルトイン）することを目指しています。



出典：グリーンインフラ推進戦略 2023

※9：ネイチャーポジティブとは日本語訳「自然再興」といい、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指します。国内では、2023年3月に閣議決定した生物多様性国家戦略2023-2030において、2030年までにネイチャーポジティブを達成するという目標が掲げられています。

(4) 生物多様性保全の観点

生物多様性の保全に関する国際的な関心が高まっており、世界各国で様々な取組が進められています。我が国でも生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）における決議等を踏まえ、2018（平成30）年4月に国土交通省から「生物多様性に配慮した緑の基本計画の策定の手引き」が公表されるなど、様々な取組を行っています。

生物多様性は、生き物の生息空間だけの問題ではなく、自然からの恵みを受ける住民の暮らしや産業とも密接に関連しているものであり、本計画において、生物多様性への配慮を記載することが求められています。



生物多様性が豊かな都市のイメージ

(5) 民間活力の導入

自治体等の住民団体、NPO法人、企業等の民間主体が公園や緑地を活用したり、空き地等を有効活用して公園と同等の空間を創出したりできるよう、市民緑地認定制度や公募設置管理制度（Park-PFI制度）など、民間活力導入のための制度整備が進んでいます。

また、新たな都市政策の重要な課題として「ウォーカブルな公共空間の創造」があり、居心地の良さを生み出す「まちなか」を実現するため、「芝生空間の活用」が期待されています。芝生空間には、地域活性化や健康増進、防災機能の向上、都市環境改善などの多面的な効果がありますが、良好な芝生空間を維持するためには維持管理体制や資金の確保が必要になります。地域と連携した組織作りや、公募設置管理制度（Park-PFI）や市民緑地認定制度などを活用した資金確保によって、良好な芝生空間を創出することが期待されています。

(6) まちづくりGX（緑地の保全及び緑化の推進）

都市において緑地の質と量の両面での確保等を推し進めるための「都市緑地法等の一部を改正する法律」が、2024（令和6）年5月29日に公布されました。

地球的・国家的規模の課題である気候変動への対応や生物多様性の確保、Well-beingの社会的要請に対応し、都市緑地の多様な機能の発揮を図るための取組が進められています。



2-5 清須市の「緑」に関する評価

都市の中にある緑が持つ機能は、「環境保全」「レクリエーション」「防災」「景観形成」の4つに大きく分類することができます。本市に存在する緑を4つの機能ごとに評価し、該当する緑地を整理します。

評価の視点		該当する緑地													
		①			②			③	④	⑤	⑥	⑦			
		都市公園	児童遊園	ちびっこ広場	グラウンド	公共施設緑地	民有地の緑地	社寺林	街路樹	史跡	清洲城一帯	庄内川	新川	五条川	農地
環境保全	①市の骨格を形成する緑地											●	●	●	
	②優れた自然環境・ビオトープとなっている緑地											●		●	
	③優れた歴史風土を有する緑地						●			●	●				
	④快適な生活環境を支える緑地や緑化活動	●	●	●		●	●								
	⑤優れた農業地													●	
	⑥都市環境の負荷低減に役立つ緑地	●	●	●		●	●	●	●					●	
レクリエーション	①自然とのふれあいを提供している緑地									●	●	●		●	●
	②徒歩圏内における健康・レクリエーション・交流の場となっている緑地	●	●	●											
	③広域圏の市民全般にとって健康・レクリエーション・交流の場となっている緑地				●	●									
	④ネットワーク性の確保に資する緑地											●	●	●	
防災	①自然災害の防止に必要となる緑地								●						
	②避難路としての機能を有する緑地								●			●	●	●	
	③避難地としての機能を有する緑地	●	●	●	●		●	●	●						
	④多様な防災活動の確保						●	●						●	
景観	①市を代表する郷土景観を形成する緑地											●	●	●	
	②地域を代表する郷土景観を形成する緑地														
	③ランドマークとなる緑地	●	●	●				●							
	④都市景観の向上に寄与している緑地	●	●	●	●		●								

⑧農地（生産緑地・農振農用地）

【環境保全/防災/景観】

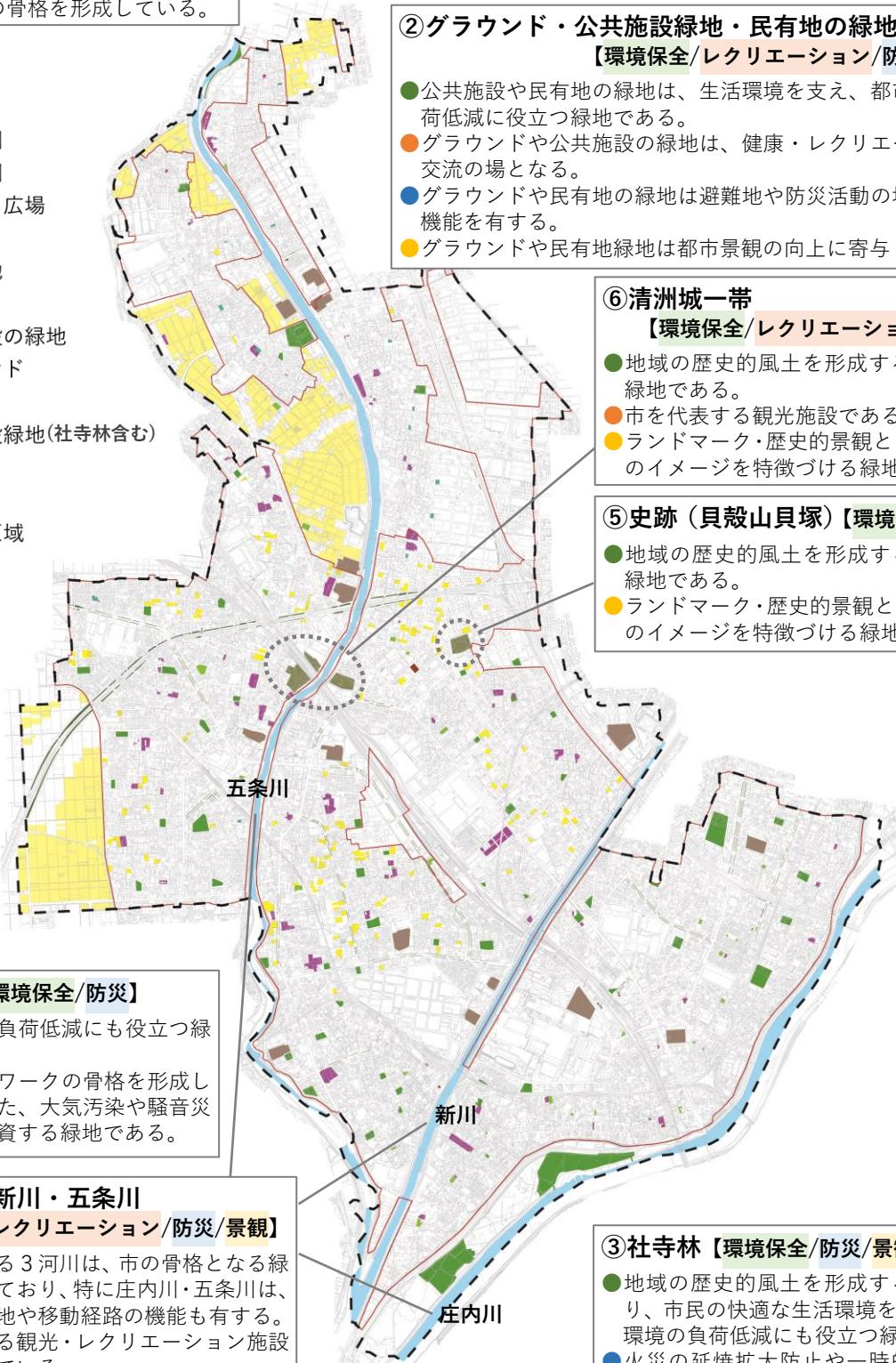
- 優れた農業地を形成しており、都市環境の負荷低減にも役立つ緑地である。
- レジャー農園は、土に親しみ、自然と触れ合う場となっている。
- 火災時における延焼防止、地震時における避難場所や仮設住宅用地等の防災空間としての役割を果たす。
- 市街地景観の骨格を形成している。

①都市公園・児童遊園・ちびっこ広場【環境保全/レクリエーション/防災/景観】

- 快適な生活環境を支え、都市環境の負荷低減にも役立つ緑地である。
- 徒歩圏内における健康・レクリエーション・交流の場となっている。
- 避難場所に指定されている公園等は、市民に周知された拠点として重要な役割を果たす。
- 指定避難地以外の公園も、火災の延焼拡大防止や一時的な避難地としての機能を有する。
- 市街地における景観を形成するランドマークであり、市街地の景観向上に寄与する。

凡例

- 都市公園
- 児童遊園
- ちびっこ広場
- 街路樹
- 生産緑地
- 農用地
- 公共施設の緑地
- グラウンド
- 史跡等
- 民間施設緑地(社寺林含む)
- 河川
- 市域
- 市街化区域



④街路樹【環境保全/防災】

- 都市環境の負荷低減にも役立つ緑地である。
- 防災ネットワークの骨格を形成しており、また、大気汚染や騒音災害の軽減に資する緑地である。

⑦庄内川・新川・五条川

【環境保全/レクリエーション/防災/景観】

- 市内を流れる3河川は、市の骨格となる緑地を形成しており、特に庄内川・五条川は、生物の生息地や移動経路の機能も有する。
- 市を代表する観光・レクリエーション施設が整備されている。
- 震災時や大規模火災時における防災ネットワークの骨格としての機能を有する。
- 市街地景観の骨格を形成している。

②グラウンド・公共施設緑地・民有地の緑地【環境保全/レクリエーション/防災/景観】

【環境保全/レクリエーション/防災/景観】

- 公共施設や民有地の緑地は、生活環境を支え、都市環境の負荷低減に役立つ緑地である。
- グラウンドや公共施設の緑地は、健康・レクリエーション・交流の場となる。
- グラウンドや民有地の緑地は避難地や防災活動の場としての機能を有する。
- グラウンドや民有地緑地は都市景観の向上に寄与している。

⑥清洲城一帯

【環境保全/レクリエーション/景観】

- 地域の歴史的風土を形成する拠点的な緑地である。
- 市を代表する観光施設である。
- ランドマーク・歴史的景観として清須市のイメージを特徴づける緑地である。

⑤史跡（貝殻山貝塚）【環境保全/景観】

- 地域の歴史的風土を形成する拠点的な緑地である。
- ランドマーク・歴史的景観として清須市のイメージを特徴づける緑地である。

③社寺林【環境保全/防災/景観】

- 地域の歴史的風土を形成する拠点であり、市民の快適な生活環境を支え、都市環境の負荷低減にも役立つ緑地である。
- 火災の延焼拡大防止や一時的な避難地としての機能を有する。
- 市街地における景観を形成するランドマークである。

2-6

清須市の「緑のまちづくり」の課題

前項の2-1から2-5の内容を踏まえ「緑のまちづくり」の課題を整理します。

2-1 緑の現況

- | | |
|--------|---|
| 《緑地現況》 | ・市全域の緑地は328.5ha整備されており、2011（平成23）年度と比較して約43.5ha減少している。
・市民一人当たりの都市公園面積は3.7m ² /人で、国が定める標準値10.0m ² /人や愛知県の平均値7.99m ² /人を下回る。 |
| 《緑地率》 | ・観光施設の現況の平均緑化率は7割を超えており、他と比べて高い水準を保っている。 |
| 《緑被率》 | ・市全域緑被率は30.1%であり、2011（平成23）年度と比較して2.5%減少している。 |

2-2 前計画の評価

- | | |
|-----------------|--|
| 《施策の実施状況》 | ●庄内川の環境学習会や間伐材などを利用した環境学習・工作など、自然環境の保全に関する取組が進んでいる。
●散策路など、水辺空間の整備が進んでいる。
●地域のニーズに応える都市公園の再整備を進めている。
●市民団体などの緑化活動の支援や、緑に関する情報発信の取組を実施している。
▲美濃街道の景観整備など、歴史遺産の緑地保全に関する取組が進んでいない。
▲防災機能を有する公園・緑地の整備や拡充が進んでいない。
▲遊休農地の増加面積が著しく多く、市民協働で活用できる見込みがない。
▲民間活力を利用して緑化活動の取組が進んでいない。 |
| 《目標値の達成度》 | 【市街地】基準値5.7%▶長期目標値(2028)6.5%▶現況値(2024)5.6%【未達成】 |
| ○緑地の確保 | 【都市計画区域】基準値21.5%▶長期目標値(2028)22.1%▶現況値(2024)19.0%【未達成】 |
| ○都市公園及び都市公園等の整備 | 【都市公園】基準値3.8m ² /人▶目標値(2018)8.6m ² /人▶現況値(2024)3.7m ² /人【未達成】
【都市公園等】基準値31.1m ² /人▶目標値(2018)34.0m ² /人▶現況値(2024)29.7m ² /人【未達成】 |

2-3 緑に関する市民意識

- | | |
|-----------------|--|
| 重要と考える緑の機能と役割 | ・「心身の安らぎの場」「美しい景観を形成」「都市の気温や空気などの環境の調整」といった、リラックス機能、環境調整機能を重視。 |
| 守りたい緑
増やしたい緑 | ・清須市で守りたい緑は、公園（69.6%）。増やしたい緑は、公園（61.0%）、公共施設の緑（56.8%）、街路樹（42.8%）という回答が多い。 |
| 市内にある農地 | ・「後継者がおらず荒廃した農地は、より良い土地利用へ転換できると良い」（37.9%）、「市民農園や子どもたちの農業体験などに活用できると良い」（27.4%）、「市街地の貴重な緑として保全できると良い」（26.8%）の意見が多い。 |
| 緑の活動への参入意欲 | ・緑の活動への継続意欲や参入意欲は、「今後も活動を続けたい」（33.6%）、「新たに活動を始めてみたい」（20.8%）という回答が多い。 |

2-4 緑に関する新たな視点

緑の関する法律の改正	都市公園新時代	グリーンインフラの実装	生物多様性への配慮	民間活力の導入	まちづくりGX
------------	---------	-------------	-----------	---------	---------

2-5 清須市の「緑」に関する評価

- | | |
|-------------|---|
| 環境保全 | ・庄内川、新川、五条川の3河川を骨格とする緑のネットワークを形成している。 |
| 観光・レクリエーション | ・清洲城一帯や史跡貝殻山貝塚、美濃街道等が市の歴史的風土・景観を形成しているとともに、庄内川、五条川の遊歩道等が市民の健康・レクリエーションに貢献している。 |
| 防災 | ・緑とオープンスペースが防災・減災の視点で重要であるが、防災機能の充実が必要。 |
| 景観 | ・河川景観と清洲城や美濃街道、社寺林等の歴史的景観が市の特徴付けている一方、市全体の緑に関する評価は低く、公園緑地や街路樹などによる都市景観形成が課題である。 |

清須市の「緑のまちづくり」の課題

課題1：生物多様性に配慮した緑資源の保全・整備・活用 《環境保全・景観》

平坦でまとまった樹林地のない清須市において、庄内川、新川、五条川の河川緑地は、市の緑のネットワークの骨格軸を形成し、市街地景観を形成する重要な緑となっています。

地球的規模で課題となっている気候変動への対応や生物多様性の確保などの社会的要請に対応し、都市緑地の多様な機能を発揮させるためには、本市の緑のネットワークである庄内川、新川、五条川の貴重な緑資源を生物多様性に配慮しつつ保全・整備するとともに、良好な自然環境が維持されるように活用し、次世代へ継承していく必要があります。

課題2：多様な需要に対応する緑の環境づくり 《健康・レクリエーション》

公園緑地などが新たな価値創出や社会課題解決の場となるよう、Nbs（自然を基盤とした解決策）の視点から、『グリーンインフラ』として保全・利活用に取り組むことが全国的に展開されています。

こうした公園緑地の魅力向上の動きや市民のライフスタイルの多様化に対応し、市民の多様な健康・レクリエーション・交流活の場となり自然とふれあえる場としての緑地の整備、緑の環境づくりを進めていく必要があります。

課題3：減災の視点を踏まえた防災対策の推進 《防災・減災》

これからまちづくりは、頻発・激甚化する自然災害や地震災害への対応として、ハード・ソフトの様々な対策を組み合わせて、災害時の被害を最小化する「減災」の考えも取り込みながら、まちの防災・減災機能を向上していく必要があります。

自然環境が有する多面的機能や緑やオープンスペースなどの『グリーンインフラ』が持つ防災・減災機能を活用し、防災公園の整備などにより、減災の視点を踏まえた防災対策を推進していくことが求められています。

課題4：持続可能な緑のまちづくり

清須市においても、将来的な人口減少・少子高齢社会の到来を見据えた上で、緑の保全や維持管理の方法を検討していくことが求められます。これまでに整備した公園緑地や公共施設緑化、街路樹などの公共空間緑化など、老朽化対策や維持管理・更新など、持続可能な緑のまちづくりが課題です。

また、「清須市公共施設等総合管理計画」等を踏まえて、長期的な視点で、予防保全型維持管理への転換を図ること、地域とのつながりを重視し、市民との協働や民間活力の導入などにより、持続可能な緑のまちづくりを進めることができます。

議題3 緑のまちづくりに向けて

メモ用紙